

航空自衛隊訓令第5号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、航空自衛隊補給本部組織規則を次のように定める。

昭和56年2月2日

防衛庁長官 大村 襄治

改正	昭和58年3月7日	防衛庁訓令第4号	平成11年3月24日	航空自衛隊訓令第5号
	昭和60年9月27日	航空自衛隊訓令第26号	平成13年3月6日	航空自衛隊訓令第7号
	平成元年3月15日	航空自衛隊訓令第16号	平成16年3月24日	航空自衛隊訓令第8号
	平成元年6月29日	航空自衛隊訓令第32号	平成19年1月5日	防衛庁訓令第1号
	平成2年10月1日	防衛庁訓令第38号	平成23年4月1日	防衛省訓令第16号
	平成5年4月1日	航空自衛隊訓令第19号	平成25年3月26日	防衛省訓令第16号
	平成5年8月27日	航空自衛隊訓令第22号	平成25年7月31日	航空自衛隊訓令第27号
	平成7年3月27日	航空自衛隊訓令第16号	平成28年10月13日	航空自衛隊訓令第30号
	平成9年11月21日	航空自衛隊訓令第30号		

航空自衛隊補給本部組織規則

(本部長)

第1条 航空自衛隊補給本部（以下「本部」という。）の本部長は、空将をもって充てる。

第2条 削除

(部及び課)

第3条 本部に、次の7部及び技術課を置く。

総務部

計画部

航空機部

武器弾薬部

通信電子部

需品部

情報処理部

(総務部の分課)

第4条 総務部に、次の3課を置く。

総務課

人事課

厚生課

(総務課)

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、發送、編集及び保管に関する事。
- (3) 文書の審査（法務官の所掌に属するものを除く。）及び進達に関する事。
- (4) 部及び課並びに監理監察官、法務官及び医務官との連絡に関する事。
- (5) 広報に関する事。
- (6) 部内の事務の総括に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関する事。

（人事課）

第6条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第26条第1項に規定する事務の実施に関する人事計画に関する事。
- (2) 隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他人事に関する事。
- (3) 隊員の補充に関する事。
- (4) 知能、性格等に関する適性検査に関する事。
- (5) 表彰に関する事。
- (6) 隊員の給与の実施基準に関する事。
- (7) 隊員の教育訓練に関する事（企画課の所掌に属するものを除く。）。

（厚生課）

第6条の2 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の給養に関する事。
- (2) 隊員の恩給、退職手当及び災害補償に関する事。
- (3) 隊員の宿舎に関する事。
- (4) 隊員の福利厚生に関する事。
- (5) 隊員の共済組合に関する事。
- (6) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者 給付金に関する事。

（計画部の分課）

第7条 計画部に、次の5課を置く。

企 画 課
会 計 課
整 備 課
補 給 課
調 達 課

（企画課）

第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自衛隊法第26条第1項に規定する事務の実施に関する計画の総合調整に関すること。
- (2) 防衛及び警備の実施に関する後方補給計画に関すること。
- (3) 組織及び定員に関すること。
- (4) 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- (5) 予算執行の分析及び評価並びに総合調整に関すること。
- (6) 本部及び航空自衛隊の補給処の練成訓練の実施計画及び検閲並びに演習に関すること。
- (7) 調達、保管、補給及び整備並びにこれらに必要な輸送に関する業務の調査研究に関すること。
- (8) 施設に関すること。
- (9) 秘密保全に関すること。
- (10) 部内の事務の総括に関すること。

(会計課)

第8条の2 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算及びその執行並びに決算の調整に関すること。
- (2) 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

(整備課)

第9条 整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 航空装備品等（航空自衛隊の航空機、装備品及び食糧その他の需品をいう。以下同じ。）の整備に関する基準並びに制度、関係法規及び手続の研究改善に関すること。
- (2) 整備業務の計画の総括に関すること。
- (3) 航空装備品等の整備に必要な品質管理に関すること。
- (4) 整備業務の事務機械化に関すること（計画管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 整備業務の諸報告の事務処理及び統計に関すること。
- (6) 技術関係図書に関する計画に関すること。
- (7) 技術関係図書の作成及び配布基準に関すること。
- (8) 技術関係図書の補給業務の指導に関すること。

(補給課)

第10条 補給課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 航空装備品等（航空機を除く。以下この条において同じ。）の装備基準、装備定数表、在庫基準表その他の補給及び保管に関する基準並びに制度、関係法規及び手続の研究改善に関すること。
- (2) 補給及び保管業務の計画（整備課及び類別標準課の所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

- (3) 航空装備品等の補給及び保管に必要な品質管理に関すること。
- (4) 航空装備品等の調達、補給及び整備に必要な輸送に関する指導に関すること。
- (5) 補給、保管及び輸送業務の事務機械化に関すること（計画管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第18号）第15条に定める港湾受取部隊等との補給及び輸送に係る連絡に関すること。
- (7) 物品管理業務及び輸送業務に関する諸報告の事務処理及び統計に関すること。
（調達課）

第11条 調達課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 航空装備品等及び航空装備品等に係る役務の調達に関する基準並びに制度、関係法規及び手続の研究改善に関すること。
- (2) 調達業務の計画の総括に関すること。
- (3) 調達計画の実施の総括に関すること。
- (4) 航空装備品等の調達に必要な品質管理に関すること。
- (5) 調達業務の事務機械化に関すること（計画管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 航空装備品等の仕様書に関する業務の総括に関すること。
- (7) 直接発注方式による有償援助の物品及び役務に関する調達の実施に関すること。
（航空機部の分課）

第12条 航空機部に、次の4課を置く。

航空機管理課

航空機第1課

航空機第2課

航空機第3課

（航空機管理課）

第13条 航空機管理課においては、航空機、航空機のエンジン、通信電子器材（航空機に係るものに限る。）、航空機の支援器材（標的及びえい航器材を除く。）及びこれらの部品（以下「航空機部所掌物品」という。）に関する次の事務をつかさどる。

- (1) 整備、補給、保管及び調達の計画に関すること。
- (2) 関係予算の総括に関すること。
- (3) 調達業務の指導に関すること。
- (4) 仕様書の作成に関すること。
- (5) 調達計画の実施に関すること。
- (6) 調達に係る計画諸元に関する資料の作成に関すること。
- (7) 調達に関する標準化業務に関すること。
- (8) 部内の事務の総括に関すること。

（航空機第1課）

第14条 航空機第1課においては、戦闘機、早期警戒機、早期警戒管制機及びこれらと管理を同じくすることが適切であると認められるもの（以下「戦闘機等」という。）に係る航空機部所掌物品（通信電子器材及びこれらの部品を除く。次条において同じ。）に関する次の事務（航空機の補給及び保管に関することを除く。）並びに戦闘機等に搭載する火器、弾薬、標的及びえい航器材並びにこれらの部品に関する次の第13号及び第14号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 整備、補給及び保管業務の指導に関すること。
- (2) 所要量の積算、関係予算の積算及び執行の調整並びに調達請求に関すること。
- (3) 改善及び改修業務に関すること。
- (4) 技術関係図書の審査に関すること。
- (5) 整備に関する基準の資料の作成に関すること。
- (6) 整備及び補給に係る計画諸元に関する資料の作成に関すること。
- (7) 整備及び補給に関する標準化業務に関すること。
- (8) 航空装備品等（主要装備品を除く。）の装備基準に関する資料の作成に関すること。
- (9) 装備定数表に関する資料の作成に関すること。
- (10) 在庫基準表に関する資料の作成に関すること。
- (11) 補給請求及び装備請求の処理並びに管理換指示に関すること。
- (12) 中央調達及び有償援助の物品の受入予定に関すること。
- (13) 整備、補給及び保管業務の総合調整に関すること。
- (14) 改善及び改修業務の総合調整に関すること。

（航空機第2課）

第15条 航空機第2課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 救難、捜索又は多用途機、練習機、輸送機及びこれらと管理を同じくすることが適切であると認められるもの（以下「救難機等」という。）に係る航空機部所掌物品に関する前条各号に掲げる事務（航空機の補給及び保管に関することを除く。）
- (2) 救難機等に搭載する火器、弾薬、標的及びえい航器材並びにこれらの部品に関する前条第13号及び第14号に掲げる事務

（航空機第3課）

第16条 航空機第3課においては、通信電子器材（航空機に係るものに限る。）及びこれらの部品に関する第14条各号に掲げる事務をつかさどる。

（武器弾薬部の分課）

第17条 武器弾薬部に、次の3課を置く。

武器弾薬管理課

武器弾薬第1課

武器弾薬第2課

(武器弾薬管理課)

第18条 武器弾薬管理課においては、火器、弾薬、標的及びえい航器材並びにこれらの部品に関する第13条各号に掲げる事務をつかさどる。

(武器弾薬第1課)

第19条 武器弾薬第1課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 火器（基地防空火器に限る。）及び弾薬（地对空誘導弾に限る。）（以下「基地防空火器等」という。）並びにこれらの部品に関する第14条各号に掲げる事務
- (2) 基地防空火器等に係る通信電子器材及び車両並びにこれらの部品に関する第14条第13号及び第14号に掲げる事務

(武器弾薬第2課)

第20条 武器弾薬第2課においては、火器（基地防空火器を除く。）、弾薬（地对空誘導弾を除く。）、標的及びえい航器材並びにこれらの部品に関する第14条各号に掲げる事務をつかさどる（航空機部の所掌に属するものを除く。）。

(通信電子部の分課)

第21条 通信電子部に、次の3課を置く。

通信電子管理課

通信電子第1課

通信電子第2課

(通信電子管理課)

第22条 通信電子管理課においては、通信電子器材（航空機に係るものを除く。次条及び第24条において同じ。）、気象器材、写真器材及びこれらの部品に関する第13条各号に掲げる事務をつかさどる。

(通信電子第1課)

第23条 通信電子第1課においては、次の事務をつかさどる（武器弾薬部の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 通信電子器材（地上通信器材、自動警戒管制システム及び電子計算機システムに限る。以下「地上通信器材等」という。）及びこれらの部品に関する第14条各号に掲げる事務
- (2) 地上通信器材等に係る車両及びこれらの部品に関する第14条第13号及び第14号に掲げる事務

(通信電子第2課)

第24条 通信電子第2課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 通信電子器材（電子器材、情報器材及び管制器材に限る。）、気象器材及び写真器材（以下「電子器材等」という。）並びにこれらの部品に関する第14条各号に掲げる事務
- (2) 電子器材等に係る車両及びこれらの部品に関する第14条第13号及び第14

号に掲げる事務

(需品部の分課)

第25条 需品部に、次の3課を置く。

需品管理課

需品第1課

需品第2課

(需品管理課)

第26条 需品管理課においては、需品、車両、化学器材、施設器材、衛生器材及びこれらの部品に関する第13条各号に掲げる事務をつかさどる。

(需品第1課)

第27条 需品第1課においては、車両、施設器材、衛生器材及びこれらの部品に関する第14条各号に掲げる事務をつかさどる(武器弾薬部及び通信電子部の所掌に属するものを除く。)

(需品第2課)

第28条 需品第2課においては、需品、化学器材及びこれらの部品に関する第14条各号に掲げる事務のほか、燃料及び油脂類の対米決済手続に関する事務をつかさどる。

(情報処理部の分課)

第29条 情報処理部に、次の5課を置く。

計画管理課

電子計算機システム課

計 算 課

印 刷 課

類別標準課

(計画管理課)

第30条 計画管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算機システムによる情報処理の計画、調整、統制及び指導に関すること。
- (2) 電子計算機システムに関する通信の運用及び管理に関すること。
- (3) 電子計算機システムの設計(電子計算機システム課の所掌に属するものを除く。)及び評価に関すること。
- (4) 電子計算機システムの情報保証に関すること。
- (5) 事務の機械化に関する調査研究に関すること。
- (6) 事務の機械化の技術的事項に関する調整に関すること。
- (7) 本部の図書及び資料の管理に関すること(他の部及び課の所掌に属するものを除く。)
- (8) 部内の事務の総括に関すること。

(電子計算機システム課)

第31条 電子計算機システム課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算機システムの運用及び管理に関すること（計画管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) ソフトウェアの設計及び作成に関すること。

(計算課)

第32条 計算課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算機システムによる情報処理に関すること（計画管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げる事務を行うために必要な器材の整備及び管理に関すること。

(電子計算機調整官)

第33条 計算課に、電子計算機調整官1人を置く。

2 電子計算機調整官は、課長の命を受け、本部長の定める事務に従事する。

(印刷課)

第34条 印刷課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 技術関係図書、補給関係図書、文書等の浄書、印刷及び製本に関すること。
- (2) 写真業務に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務を行うために必要な器材の整備及び管理に関すること。

(類別標準課)

第35条 類別標準課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の類別に関すること。
- (2) 航空装備品等の標準化業務の総括に関すること（調達課及び技術課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 補給関係図書に関する計画に関すること。
- (4) 補給関係図書の作成及び配布基準に関すること。
- (5) 補給関係図書の補給業務の指導に関すること。

(技術課)

第36条 技術課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 技術に関する提案、審査及び指導に関すること。
- (2) 航空装備品等の認定に関すること。
- (3) 品質管理に関する総括に関すること。
- (4) 技術関係事項の調査研究並びに資料の収集及び配布に関すること。
- (5) 航空装備品等の規格に係る標準化業務の総括に関すること。

(部長及び課長)

第37条 部に部長、課に課長を置く。

2 部長又は課長は、本部長（部の課長にあつては、部長）の命を受け、それぞれ部

務又は課務を掌理する。

(監理監察官)

第38条 本部に、監理監察官 1 人を置く。

2 監理監察官は、本部長の命を受け、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関すること。
- (2) 事務の能率的運営の調査及び研究並びに事務の運営の改善に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 報告統制に関すること。
- (5) 監察に関すること。
- (6) 安全及び事故調査に関すること。

(法務官)

第39条 本部に、法務官 1 人を置く。

2 法務官は、本部長の命を受け、次の事務をつかさどる。

- (1) 訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
- (2) 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。
- (3) 本部の所掌事務の遂行に必要な法令の調査及び研究に関すること（整備課、補給課及び調達課の所掌に属するものを除く。）。

(医務官)

第40条 本部に、医務官 1 人を置く。

2 医務官は、本部長の命を受け、次に掲げる事項に関し、本部長に対し専門的助言を行うほか、技術指導に関する事務及び本部長の特に命ずる事務をつかさどる。

- (1) 隊員の保健衛生及び医療に関すること。
- (2) 適性検査に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

(委任規定)

第41条 この訓令に定めるもののほか、本部の内部組織に関し必要な事項は、本部長が定め、航空幕僚長に報告するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和56年 2 月10日から施行する。

2 航空自衛隊補給統制処組織規則（昭和43年航空自衛隊訓令第 3 号）は、廃止する。

附 則（昭和58年 3 月 7 日防衛庁訓令第 4 号）

この訓令は、昭和58年 3 月24日から施行する。

附 則（昭和60年 9 月27日航空自衛隊訓令第26号）

1 この訓令は、昭和60年10月 1 日から施行する。

2 航空幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和34年航空自衛隊訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成元年3月15日航空自衛隊訓令第16号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成元年6月29日航空自衛隊訓令第32号）

この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年8月27日航空自衛隊訓令第22号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日航空自衛隊訓令第16号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月21日航空自衛隊訓令第30号）

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日航空自衛隊訓令第5号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成13年3月6日航空自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月24日航空自衛隊訓令第8号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成16年3月24日航空自衛隊訓令第8号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成23年4月1日防衛省訓令第16号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日防衛省訓令第16号）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成28年10月13日航空自衛隊訓令第30号）

この訓令は、平成28年10月14日から施行する。